

いのち支える宇土市自殺対策計画



平成31年3月
宇土市

はじめに

自殺は、その多くが追い込まれた末の死です。自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があることが知られています。自殺に追い込まれるという危機は、「誰にでも起こり得る危機」です。

我が国の自殺対策は、平成18年に自殺対策基本法が制定されて以降、大きく前進しました。それまで「個人の問題」とされてきた自殺が「社会の問題」として広く認識されるようになり、国を挙げて自殺対策を総合的に推進した結果、自殺者数の年次推移は減少傾向にあるなど、着実に成果を上げています。しかし、我が国の自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺による死亡率）は、主要先進7か国の中で最も高く、自殺者数の累計は毎年2万人を超える水準で積み上がっているなど、非常事態はいまだ続いていると言わざるを得ません。

そうした中、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して自殺対策を更に総合的かつ効果的に推進するため、平成28年に自殺対策基本法が改正され、誰もが「生きることの包括的な支援」としての自殺対策に関する必要な支援を受けられるよう、全ての都道府県及び市町村に「自殺対策計画」の策定が義務付けられました。

これらを受けて、本市においても「いのち支える宇土市自殺対策計画」を策定しました。本市の全事業の中から「生きる支援」に関連する事業を総動員し、最大限生かすことで、全庁を挙げて自殺対策に取り組みます。また、関係機関と緊密に連携する体制を整え、総合的かつ効果的に「生きることの包括的な支援（＝自殺対策）」を推進していきます。

全ての住民の生きることの阻害要因を減らし、生きることの促進要因を増やし、「誰も自殺に追い込まれることのない宇土市」の実現を目指します。

最後に、本計画の策定に当たり、貴重なご意見、ご提案をいただきました推進本部及び連絡会議の各委員をはじめ関係機関の皆様、パブリックコメントにご協力いただきました市民の皆様にご心から感謝申し上げます。



平成31年3月

宇土市長 元松茂樹

目 次

第1章 計画策定の趣旨等

1. 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
3. 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
4. 計画の数値目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第2章 宇土市における自殺の現状

1. はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
2. 宇土市における4つの特徴と支援が優先されるべき対象群・・・・・・ 4
3. 自殺者数と自殺死亡率の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
4. 年代別自殺者数の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
5. 性・年代別の自殺者数と自殺死亡率・・・・・・・・・・ 6
6. 同居の有無別，年代別の自殺者数・割合・・・・・・・・・・ 6
7. 有職者と無職者の自殺者とその内訳・・・・・・・・・・ 7
8. 年代別に見た職業の有無別，同居の有無別の自殺者数と自殺死亡率・ 7
9. 支援が優先されるべき対象群・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

第3章 宇土市の自殺対策における取組

1. 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
 - (1) 生きることの包括的な支援として推進・・・・・・・・・・ 9
 - (2) 関連施策との有機的な連携による総合的な対策の展開・・・・・・ 9
 - (3) 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動・・・・・・ 10
 - (4) 実践と啓発を両輪として推進・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
 - (5) 関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進・・・・・・ 10
2. 施策体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
3. 基本施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
 - 基本施策1 地域におけるネットワークの強化・・・・・・・・・・ 12
 - 基本施策2 自殺対策を支える人材の育成・・・・・・・・・・ 12
 - 基本施策3 住民への啓発と周知・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
 - 基本施策4 生きることの促進要因への支援・・・・・・・・・・ 15
 - 基本施策5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育・・・・・・・・ 17
4. 重点施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
 - 重点施策1 高齢者の自殺対策の推進・・・・・・・・・・ 18
 - 重点施策2 生活困窮者支援と自殺対策の連動性の向上・・・・・・ 20
 - 重点施策3 勤務問題に関わる自殺に対する対策の推進・・・・・・ 22
 - 重点施策4 子ども・若者向け自殺対策の推進・・・・・・・・ 24

5. 生きる支援の関連施策	26
---------------	----

第4章 自殺対策の推進体制

1. 自殺対策の推進体制	28
--------------	----

<資料>

1. 自殺対策基本法	29
------------	----

2. 宇土市いのち支える自殺対策推進本部設置要綱	34
--------------------------	----

3. 宇土市いのち支える自殺対策連絡会議設置要綱	35
--------------------------	----

第1章 計画策定の趣旨等

1. 計画策定の趣旨

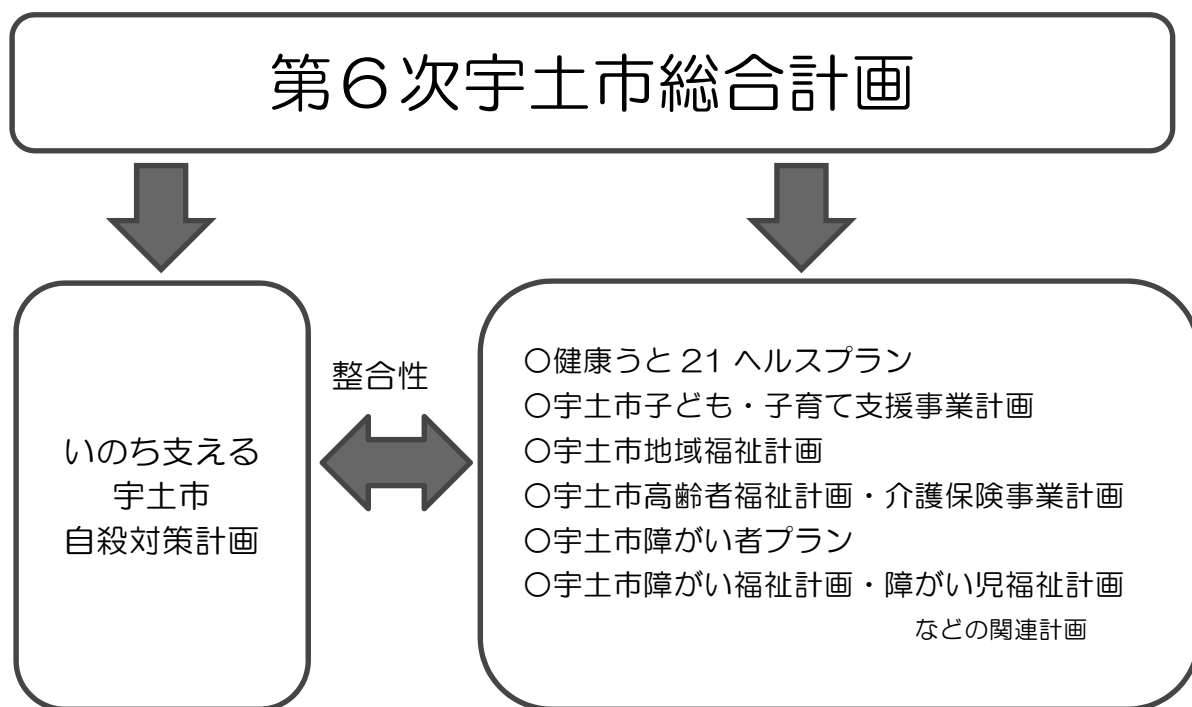
本市では、自殺対策基本法が制定されてからこれまで、自殺予防や精神疾患についての正しい知識の普及啓発、相談窓口の周知などにより、自殺対策に取り組んできました。

この度、自殺対策基本法の改正において、全ての市町村に「自殺対策計画」の策定が義務付けられたことから、全庁的な取組として自殺対策を推進するため、「いのち支える宇土市自殺対策計画」を策定しました。

2. 計画策定の位置づけ

本計画は、平成28年に改正された自殺対策基本法に基づき、国の定める「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」(以下「自殺総合対策大綱」という。)の趣旨を踏まえて、同法第13条第2項に定める「市町村自殺対策計画」として策定するものです。

本計画は、市の最上位計画である「第6次宇土市総合計画」の「健康づくりの推進」における個別計画として位置付けるとともに、自殺対策に関連するほかの計画との整合性を図っていきます。



3. 計画の期間

国の自殺対策の指針を示した自殺総合対策大綱がおおむね5年に一度を目安として改訂されており、第2期熊本県自殺対策推進計画の計画期間も国の動きに合わせて2022年度（平成34年度）までとなっています。そのため、国・県の動きや自殺の実態，社会状況の変化等を踏まえる形で，5年毎を目安に内容の見直しを行うため，本計画の期間を2019年度（平成31年度）から2023年度（平成35年度）までの5年間とします。

4. 計画の数値目標

自殺対策基本法で示されているように，自殺対策を通じて最終的に目指すのは，「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現です。国は，平成29年7月に閣議決定した「自殺総合対策大綱」において，2026年（平成38年）までに，自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）を2015年（平成27年）と比べて30%以上減少させることを，政府の進める自殺対策の目標として定めています。

こうした国の方針を踏まえつつ，本市では，2015年（平成27年）の年間自殺死亡率10.5（人数4人）を，2026年（平成38年）までに50%，すなわち自殺死亡率を5.2（人数2人）まで減少させることを目標としています。そのための当面の目標値として，2022年（平成34年）までに自殺死亡率を7.9（人数3人）まで減少させることを目指します。

自殺対策を通じて達成すべき当面の目標値

2015年（平成27年）			→	2022年（平成34年）			→	2026年（平成38年）		
自殺死亡率	10.5			7.9				5.2		
自殺者数	4人		→	3人			→	2人		

第2章 宇土市における自殺の現状

1. はじめに

実効性ある自殺対策を推進するには、地域の自殺の現状を正確に把握する必要があります。そのため本市では、自殺総合対策推進センターが各自治体の自殺の実態をまとめた「地域自殺実態プロファイル」を活用し、多角的な視野で地域の自殺の現状の把握に努めました。

1) 自殺実態の分析に当たって

本章の分析に当たっては、厚生労働省「人口動態統計」と警察庁「自殺統計」の両方を使用するとともに、自殺者数と自殺死亡率の2種類の値を参照しました。(自殺死亡率とは人口10万人当たりの自殺者数を指します。)両者の統計には以下のような違いがあります。

- ①調査対象の差異：厚生労働省の人口動態統計は、日本における日本人を対象とし、警察庁の自殺統計は、総人口(日本における外国人も含む。)を対象としている。
- ②調査時点の差異：厚生労働省の人口動態統計は、住所地を基に死亡時点で計上し、警察庁の自殺統計は、発見地を基に自殺死体発見時点(正確には認知)で計上している。
- ③事務手続き上(訂正報告)の差異：厚生労働省の人口動態統計は、自殺、他殺あるいは事故死のいずれか不明のときは自殺以外で処理しており、死亡診断書等について作成者から自殺の旨訂正報告がない場合は、自殺に計上していない。
警察庁の自殺統計は、捜査等により、自殺であると判明した時点で、自殺統計原票を作成し、計上している。

2) 作図に用いたデータ

本章で掲載した図1～6及び表1は、それぞれ以下の資料を使用し作図したものです。

- ・図1 : 警察庁「自殺統計」(自殺者数・自殺死亡率)、厚生労働省「人口動態統計」(交通事故による死亡者数)
- ・図2～図3 : 警察庁「自殺統計」
- ・図4～図6 : 自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル(2018)」
- ・表1 : 自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル(2018)」

2. 宇土市における4つの特徴と支援が優先されるべき対象群

本市における自殺の実態を様々な視点から分析した結果、以下の4つの特徴があることが分かりました。また、自殺総合対策推進センターの分析から、本市において特に支援が優先されるべき対象群が抽出されました。

1) 宇土市における4つの特徴

- ① 平成 26 年以降、自殺者数も自殺死亡率も減少傾向にありますが、平成 28 年から再び増加しており、平成 29 年の自殺死亡率は全国平均を上回っています。また、自殺者数は減少しているものの依然として交通事故による死亡者数より多くなっています。(図1)
- ② 男性の自殺者数が女性の約2倍となっており、男性については60歳代及び80歳以上の自殺が多く、自殺死亡率も高くなっています。女性については30歳代の自殺が多くなっています。(図3)
- ③ 「同居人のいる人」の自殺者数が「同居人がいない人」の3倍となっています。また、年代別で見ると「同居人のいる人」の50～60歳代の自殺が多くなっています。(図4)
- ④ 有職者の自殺は全て被雇用者・勤め人となっています。また、無職者の自殺は約7割が年金生活者等となっています。(図5)

2) 宇土市において支援が優先されるべき対象群

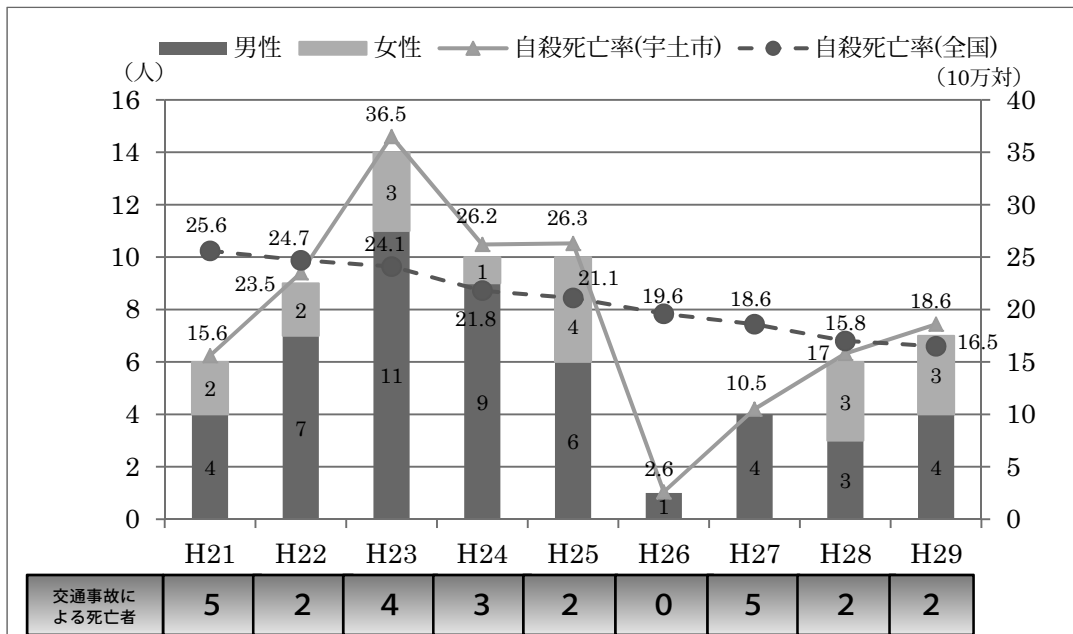
- ① 集団Ⅰ：自殺者数が最も多いのは60歳以上の男性の無職者で、同居人のいる人です。平成 25～29 年の5年間の自殺者数は9人（自殺死亡率※は59.0）で、全体の32.1%を占めています。
- ② 集団Ⅱ：次に自殺者数が多いのは、60歳以上の男性の無職者で、独居の人です。平成 25～29 年の5年間の自殺者数は3人（自殺死亡率※は139.3）で、全体の10.7%を占めています。
- ③ 集団Ⅲ：3番目に自殺者数が多いのは、20～39歳の女性の無職者で、同居人のいる人です。平成 25～29 年の5年間の自殺者数は3人（自殺死亡率※は43.6）で、全体の10.7%を占めています。
- ④ 集団Ⅳ：4番目に自殺者数が多いのは、60歳以上の女性の無職者で、同居人のいる人です。平成 25～29 年の5年間の自殺者数は3人（自殺死亡率※は12.6）で、全体の10.7%を占めています。
- ⑤ 集団Ⅴ：5番目に自殺者数が多いのは、40～59歳の男性の無職者で、独居の人です。平成 25～29 年の5年間の自殺者数は2人（自殺死亡率※は393.5）で、全体の7.1%を占めています。

※自殺死亡率の母数（人口）は平成 27 年国勢調査を元に自殺総合対策推進センターにて推計しました。

3. 自殺者数と自殺死亡率の推移

平成 26 年以降、自殺者数も自殺死亡率も減少傾向にあります。平成 28 年から再び増加しており、平成 29 年の自殺死亡率は全国平均を上回っています。また、自殺者数は減少しているものの依然として交通事故による死亡者数より多くなっています。

図 1：自殺者数と自殺死亡率の推移（平成 21～29 年）

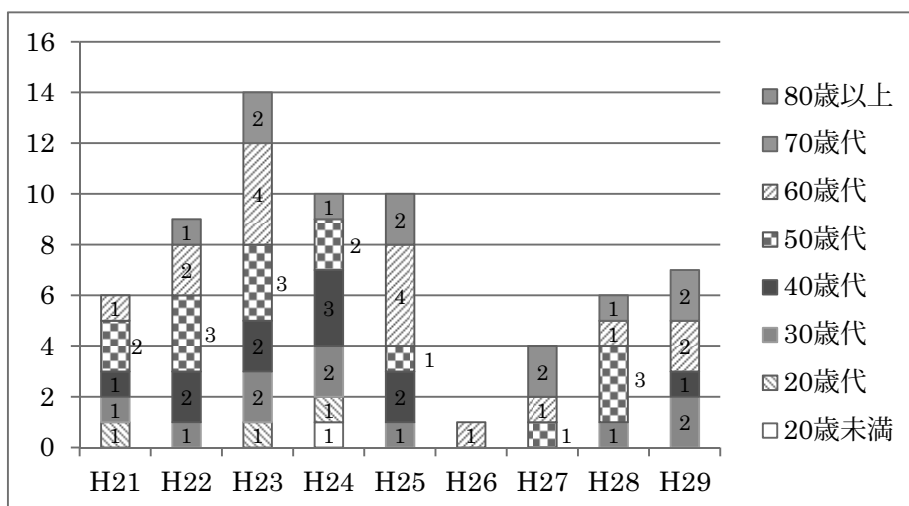


【出典】自殺統計・人口動態統計

4. 年代別自殺者数の推移

年代で見ると 50 歳代、60 歳代の自殺者数が多くなっています。

図 2：年代別自殺者数の推移（平成 21～29 年）



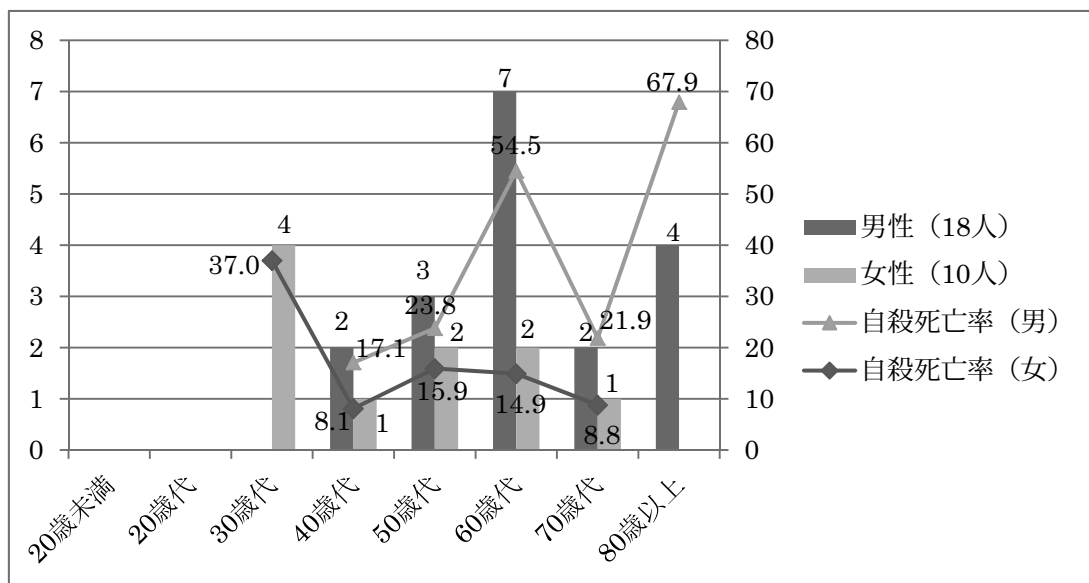
【出典】自殺統計

5. 性・年代別の自殺者数と自殺死亡率

男性の自殺者数（18人）が女性の自殺者数（10人）の約2倍となっています。男性については60歳代及び80歳以上の自殺が多く、自殺死亡率も高くなっています。

女性については30歳代の自殺が多くなっています。

図3：性・年代別の自殺者数と割合（平成25～29年合計）

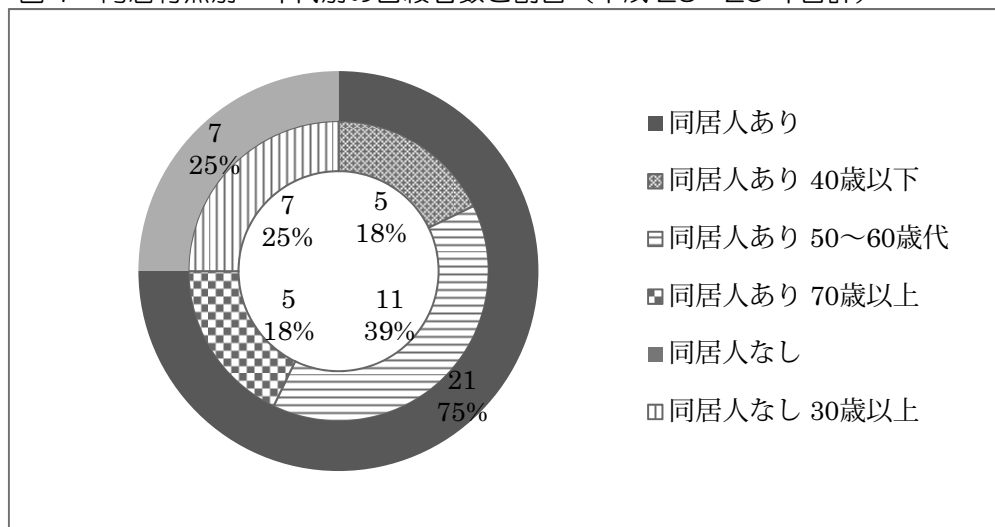


【出典】自殺統計

6. 同居の有無別、年代別の自殺者数・割合

「同居人のいる人」（21人）が、「同居人がいない人」（7人）の3倍となっています。また、年代別で見ると「同居人のいる人」の50～60歳代の自殺が多くなっています。

図4：同居有無別・年代別の自殺者数と割合（平成25～29年合計）

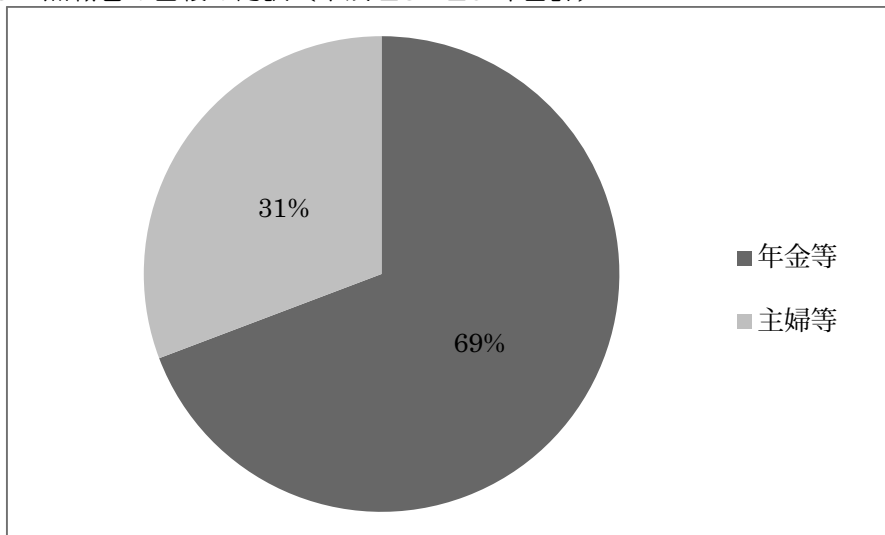


【出典】地域自殺実態プロフィール【2018】【宇土市】

7. 有職者と無職者の自殺とその内訳

有職者の自殺は全て被雇用者・勤め人となっています。また、無職者の自殺は約7割が年金生活者等となっています。

図5：無職者の自殺の内訳（平成25～29年合計）



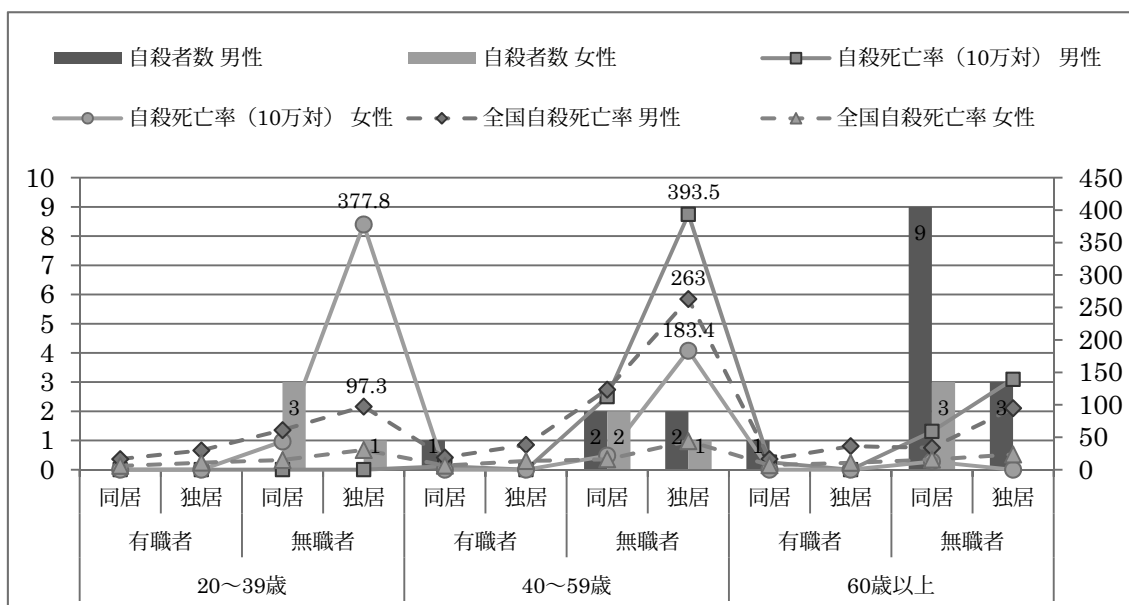
【出典】地域自殺実態プロファイル【2018】【宇土市】

8. 年代別に見た職業の有無別、同居の有無別の自殺者数と自殺死亡率

男性に関しては、60歳以上の無職で同居、60歳以上の無職で独居の人の自殺が多くなっています。一方で女性については、20～39歳の無職で同居の人の自殺が多くなっています。

女性の20～39歳の無職で独居の人と、男性の40～59歳の無職で独居の人の自殺死亡率が非常に高くなっているのは、母体となる対象の人口が非常に少ないためです。

図6：年代別、職業の有無、同居人の有無、自殺率（平成25～29年合計）



【出典】地域自殺実態プロファイル【2018】【宇土市】

9. 支援が優先されるべき対象群

自殺総合対策推進センターの分析から、平成 25～29 年の 5 年間に於いて自殺者数の多い上位 5 区分が地域の主な自殺の特徴として抽出されました。これら上位 5 区分を、市として支援が優先されるべき対象群として、重点的に支援を進めてまいります。

表 1：地域の主な自殺の特徴（特別集計（自殺日・住居地，平成 25～29 年合計）

上位 5 区分	自殺者数 5 年計	割合	自殺率 (10 万対)	背景にある主な自殺の危機経路
1 位：男性 60 歳以上無職同居	9	32.1%	59.0	失業（退職）→生活苦+介護の悩み（疲れ）+ 身体疾患→自殺
2 位：男性 60 歳以上無職独居	3	10.7%	139.3	失業（退職）→死別・離別→うつ状態→将来生 活への悲観→自殺
3 位：女性 20～39 歳無職同居	3	10.7%	43.6	DV 等→離婚→生活苦+子育ての悩み→うつ 状態→自殺
4 位：女性 60 歳以上無職同居	3	10.7%	43.6	身体疾患→病苦→うつ病→自殺
5 位：男性 40～59 歳無職独居	2	7.1%	393.5	失業→生活苦→借金→うつ状態→自殺

【出典】自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル（2018）」

- ※ 1 順位は自殺者数の多さにもとづき、自殺者数が同数の場合は自殺死亡率の高い順としています。
- ※ 2 自殺死亡率の母数（人口）は平成 27 年国勢調査を元に自殺総合対策推進センターにて推計しました。
- ※ 3 「背景にある主な自殺の危機経路」は、自殺実態白書 2013（ライフリンク）を参考にしました。

第3章 宇土市の自殺対策における取組

1. 基本方針

平成29年7月に閣議決定された自殺総合対策大綱を踏まえて、本市では以下の5つを「自殺対策の基本方針」として掲げています。

- (1) 生きることの包括的な支援として推進
- (2) 関連施策との有機的な連携による総合的な対策の展開
- (3) 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動
- (4) 実践と啓発を両輪として推進
- (5) 関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進

(1) 生きることの包括的な支援として推進

個人においても地域においても、自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」より、失業や多重債務、生活困窮等の「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」が上回ったときに、自殺リスクが高まるとされています。

そのため自殺対策は、「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて自殺リスクを低下させる方向で推進する必要があります。自殺防止や遺族支援といった狭義の取組のみならず、地域において「生きる支援」に関連するあらゆる取組を総動員して、まさに「生きることの包括的な支援」として推進することが重要です。

(2) 関連施策との有機的な連携による総合的な対策の展開

自殺に追い込まれようとしている人が、地域で安心して生活を送れるようにするには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含んだ取組が重要です。また、このような取組を包括的に実施するためには、様々な分野の関係者や組織等が緊密に連携する必要があります。

自殺のリスク要因となり得る生活困窮、児童虐待、性暴力被害、ひきこもり等、また、関連の分野においても同様に、様々な関係者や組織等が連携して取組を展開しています。連携の効果をさらに高めるため、そうした様々な分野の生きる支援にあたる関係者が、それぞれ自殺対策の一翼を担っているという意識を共有することが重要です。

特に、地域共生社会の実現に向けた取組や生活困窮者自立支援制度など、自殺対策事業と関連の深い精神科医療、保健、福祉等に関する各種施策との連動性を高めていくことにより、誰もが住み慣れた地域で、適切な精神保健医療福

祉サービスを受けられる地域社会づくりを進めていく必要があります。

(3) 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動

自殺対策は、自殺のリスクを抱えた個人等に支援を行う「対人支援のレベル」、支援者や関係機関同士の連携を深めていくことで、支援の網の目からこぼれ落ちる人を生まないようにする「地域連携のレベル」、さらには支援制度の整備等を通じて、人を自殺に追い込むことのない地域社会の構築を図る「社会制度のレベル」という、3つのレベルに分けることができます。社会全体の自殺リスクの低下につながり得る、効果的な対策を講じるためには、様々な関係者の協力を得ながらそれぞれのレベルにおける取組を、強力かつ総合的に推進していくことが重要です。

また、時系列的な対応の段階としては、自殺の危険性が低い段階における啓発等の「事前対応」と、現に起こりつつある自殺発生の危険に介入する「危機対応」、それに自殺や自殺未遂が生じてしまった場合等における「事後対応」という、3つの段階が挙げられ、それぞれの段階において施策を講じる必要があります。

さらに、「自殺の事前対応の更に前段階での取組」として、学校では今後、児童生徒等を対象に、いわゆる「SOSの出し方に関する教育」を推進することも重要とされます。

※「SOSの出し方に関する教育」の詳細については、本章「3 基本施策」のうち、「基本施策5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育」の項目をご参照ください。

(4) 実践と啓発を両輪として推進

自殺に追い込まれるという危機は、「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景は未だ十分に理解されていないのが実情です。そのため、そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、地域全体の共通認識となるように、積極的に普及啓発を行う必要があります。

全ての住民が、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインを早期に察知し、精神科医等の専門家につなぐとともに、そうした専門家と協力しながら見守っていけるよう、広報活動、教育活動に取り組んでいくことが重要です。

(5) 関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進

「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、国や他の市町村、関係団体、民間団体、企業、そして何より住民の皆様一人一人と連携・協働し、一体となって自殺対策を推進していく必要があります。

「誰も自殺に追い込まれることのない宇土市」の実現に向けては、この地域社会で暮らす私たち一人一人が一丸となって、それぞれができる取組を進めて

いくことが重要です。

2. 施策体系

本市の自殺対策は、大きく3つの施策群で構成されています。

国が定める「地域自殺対策政策パッケージ」において、全市町村が共通して取り組むべきとされている「基本施策」と、本市の自殺の実態を踏まえてまとめた「重点施策」、そして、それ以外の事業をまとめた「生きる支援の関連施策」です。

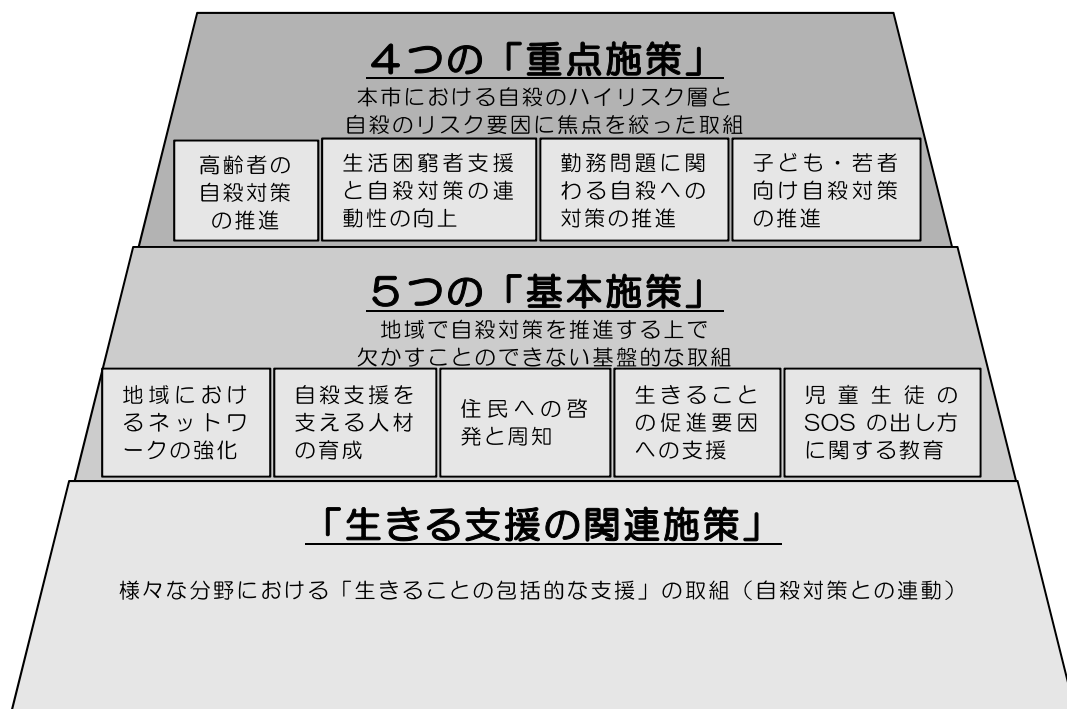
「基本施策」は、「地域におけるネットワークの強化」や「自殺対策を支える人材の育成」など、地域で自殺対策を推進する上で欠かすことのできない基盤的な取組です。そのため「事前対応」「危機対応」「事後対応」「事前対応の更に前段階での取組」の全ての段階に及び、分野的にも「実践」と「啓発」の両方を網羅した幅広い内容となっています。

一方、「重点施策」は、本市における自殺のハイリスク層である高齢者と、自殺のリスク要因となっている生活問題や勤務問題、さらに子ども・若者向けの対策に焦点を絞った取組です。行政の縦割りの壁を越えた様々な施策を提示しており、包括的な内容となっています。

また、「生きる支援の関連施策」は、本市において既に行われている様々な事業を、自殺対策と連携して推進するために、取組の内容ごとに分類した施策群です。

このように施策の体系を定めることで、市の自殺対策を「生きることの包括的な支援」として推進していきます。

図6：宇土市における自殺対策と「生きる支援の関連施策」の体系



3. 基本施策

基本施策とは、地域で自殺対策を推進する上で欠かすことのできない基盤的な取組、すなわち「地域におけるネットワークの強化」「自殺対策を支える人材の育成」「住民への啓発と周知」「生きることの促進要因への支援」「児童生徒のSOSの出し方に関する教育」の5つです。

これらの施策それぞれを強力に、かつこれらを連動させて総合的に推進することで、本市における自殺対策の基盤を強化します。

基本施策1 地域におけるネットワークの強化

自殺対策を推進する上での基盤となる取組が、地域におけるネットワークの強化です。そのため、自殺対策に特化したネットワークだけでなく、他の事業を通じて地域に展開されているネットワーク等と自殺対策との連携の強化にも取り組んでいきます。

(1) 地域におけるネットワークの強化

- ① **自殺対策推進本部及び自殺対策連絡会議の開催**：関係機関と緊密な連携を図り、自殺対策を総合的に推進するため、自殺対策推進本部及び自殺対策連絡会議を開催します。(福祉課)

(2) 特定の問題に関する連携・ネットワークの強化

- ① **生活困窮者自立支援事業や地域権利擁護事業との連携強化**：生活困窮者や権利擁護に関する各種事業との連動を図り、自殺リスクの高い生活困窮者等を関係機関で連携して支援できるよう情報共有を強化するなど、生きる上での困難感や課題を抱える住民に対し、関係機関が連携して支援を提供するための体制を整えます。(福祉課)
- ② **宇城圏域障がい者支援協議会や地域自殺対策推進センターとの連携強化**：医療や福祉等の各種支援機関の間に構築されたネットワークは、自殺対策（生きることの包括的支援）を展開する上での基盤となり得るため、既存の協議会等を活用して情報交換や意見交換を行うなど、関係機関と連携して適切な支援につなぐ方策について検討します。(福祉課)

基本施策2 自殺対策を支える人材の育成

地域のネットワークは、それを支える人材がいて、初めて機能するものです。そのため自殺対策を支える人材の育成は、対策を推進する上での基礎となる重要な取組です。市では自殺対策を強力に推進していくために、様々な分野の専

門家や関係者だけでなく、住民を対象にした研修等を開催することで、地域のネットワークの担い手・支え手となる人材を育成していきます。

(1) 様々な職種を対象とした研修の実施

- ① **市職員向けゲートキーパー養成講座の開催**：自殺のリスクを抱えた住民を早期に発見し、支援へとつなぐ役割を担える人材を育成するため、市職員に対し、ゲートキーパー養成講座の受講を推奨します。(総務課)
- ② **徴収員向けゲートキーパー養成講座の開催**：税金や保険料、市営住宅家賃、上下水道料を徴収したり、相談を受ける職員等に対し、ゲートキーパー養成講座の受講を推奨し、支援へのつながりを強化します。(税務課、市民保険課、都市整備課、上下水道課、高齢者支援課)
- ③ **福祉担当職員向けゲートキーパー養成講座の開催**：障がいを抱えた方は生活を送る上での様々な困難や課題に直面し、自殺リスクの高い方も少なくないため、自立支援給付、地域生活支援事業、障害者虐待に関わる職員にゲートキーパー養成講座の受講を推奨します。(福祉課)
- ④ **教職員向けゲートキーパー養成講座の開催**：問題行動等を起こす児童・生徒の中には、様々な困難を抱え、自殺リスクの高い子どもがいる可能性があるため、児童・生徒たちと密接に関わる教職員に対し、ゲートキーパー養成講座の受講を推奨します。(学校教育課)

(2) 一般住民に対する研修

- ① **民生・児童委員向けのゲートキーパー養成講座の開催**：民生・児童委員には、相談者の中で問題が明確化していなくても、同じ住民という立場から気軽に相談できるという強みがあります。また、地域で困難を抱えている人に気づき、適切な相談機関につなげる上で、地域の最初の窓口として機能し得ることから、民生・児童委員に対し、ゲートキーパー養成講座の受講を推奨します(福祉課)
- ② **福祉施設向けのゲートキーパー養成講座の開催**：生活上の問題を抱える障がい者等に創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を図る地域活動支援センターの職員に対し、ゲートキーパー養成講座の受講を推奨します。(福祉課)
- ③ **住民向けのゲートキーパー養成講座の開催**：身近な地域で支え手となる住民の育成を進め、地域における見守り体制を強化するため、住民向けにゲートキーパー養成講座を開催します。また、保健所等が実施するゲートキーパー養成講座の周知に努めます。(福祉課)

基本施策3 住民への啓発と周知

地域のネットワークを強化して、相談体制を整えても、住民が相談機関や相

談窓口の存在を知らなければ、問題を抱えた際に適切な支援につながることはできません。そのため、住民との様々な接点を活かして相談機関等に関する情報を提供するとともに、住民が自殺対策について理解を深められるよう講演会等を開催します。さらに9月の自殺予防週間や3月の自殺対策強化月間には地域の広報媒体や図書館等施設と連携し、地域全体に向けた問題の啓発や相談先情報の周知を図っていきます。

(1) リーフレット等啓発グッズの作成と周知

- ① **相談先情報を掲載したリーフレットの配布**：税金や保険料の支払い、公営住宅への入居、子育てに関する制度の利用等、各種手続きや相談のための窓口を訪れた住民に対し、生きる支援に関する様々な相談先を掲載したリーフレット（以下「リーフレット」という。）を配布することで、住民に対する情報周知を図ります。（市民保険課、各支所ほか）
- ② **公共施設を利用した啓発の推進**：公共施設は広く住民が利用しており、その中には様々な困難を抱え、自殺リスクの高い方やその関係者もいる可能性があることから、中央公民館や図書館などの公共施設で啓発資料の掲示やリーフレットを配布します。（中央公民館、図書館ほか）
- ③ **生活便利ブックを活用した啓発の推進**：行政のしくみや、市役所における各種手続き方法、助成制度などの情報のほか、暮らしに役立つ生活情報を手軽に入手できる生活便利ブックの中に、様々な生きる支援に関する相談先の情報を掲載することで、住民に対する情報周知を図ります。（まちづくり推進課）

(2) 一般住民向け講演会やイベント等の開催

- ① **自殺対策月間キャンペーン等の実施**：3月の自殺対策強化月間や9月の自殺予防週間に合わせて、うつ病や自殺関連事業に関する正しい知識を普及します。（福祉課、健康づくり課）
- ② **各種講座を活用した講演会の開催**：情報の周知徹底と問題に対する住民の理解促進を図るため、公民館講座を活用して自殺対策関連の講演会を開催します。（中央公民館）
- ③ **消費者向け特別授業等の開催**：消費生活上の困難を抱える人々は、自殺リスクの高いグループでもあることから、若年層の消費者トラブルを未然に防止するため、消費生活相談員が自殺対策にかかる知識を習得して、学習資料の作成や特別授業を開催します。（商工観光課）

(3) 各種メディア媒体を活用した啓発活動

- ① **熊本地震被災者への啓発**：過去の震災の事例から、被災2～3年後からの自殺者増加が懸念されることから、被災者からの相談等に対し、関係相談機関等の周知に努めます。（福祉課）

- ② **広報紙，フェイスブック，ホームページの活用**：市の各種事業・支援策等の情報を知る上で最も身近な情報媒体である広報紙やフェイスブック，ホームページに，自殺対策強化月間（3月）などに合わせて自殺対策の相談窓口等の記事を掲載します。（まちづくり推進課）
- ③ **図書館における啓発用ブースの設置**：住民の生涯学習の場である図書館に，自殺対策強化月間（3月）に合わせて自殺対策に関する啓発用ブースを設置します。（図書館）
- ④ **防災行政無線による啓発**：住民に同時に広く情報を伝達できる防災行政無線を活用し，自殺予防週間（9月）に合わせて自殺予防に関する啓発を行います。（危機管理課）

（4）地域や家庭と連携した情報の発信

- ① **嘱託会を通じた情報発信**：嘱託会と連携し，総会や行政文書を通じて啓発用リーフレットやゲートキーパーの役割を周知することで，住民が自殺に追い込まれることのない地域を作っていく上での基盤強化を図ります。（まちづくり推進課）
- ② **消防団による啓発**：地域の消防活動をはじめ，安全・安心を守る役割を担う消防団員に対し，その活動の中で自殺予防に関する啓発を行います。（危機管理課）

基本施策4 生きることへの促進要因への支援

自殺に追い込まれる危険性が高まるのは、「生きることの促進要因」を「生きることの阻害要因」が上回ったときです。そのため「生きることの阻害要因」を減らすための取組のみならず、「生きることの促進要因」を増やすための取組を合わせて行うことによって，自殺リスクを低下させる必要があります。こうした点を踏まえて本市では、「生きることの促進要因」の強化につなげ得る様々な取組を進めます。

（1）自殺のリスクを抱える可能性のある人への支援（居場所活動含む）

- ① **適切な介護サービス等の利用支援**：高齢者の身体等の状態変化に合わせて，適切な時期・内容の支援や介護サービスが利用できるように，介護保険制度の利用方法の周知や相談体制を充実し，サービス利用を促進します。また，経済的理由等で自宅での生活が困難な場合には，養護老人ホームへ入所措置を行います。（高齢者支援課）
- ② **高齢者虐待等に対する支援**：家族等から虐待を受けている高齢者を養護老人ホーム等へ入所させて保護します。また，判断能力に不安を抱える方の中には，認知症や精神疾患等を抱えており，家族が介護する中で共倒れになったり心中が生じたりする危険性もあることから，高

齢者の権利擁護事業の推進により支援の充実を図ります。(高齢者支援課)

- ③ **独居高齢者に対する支援**：独居高齢者は一般的に自殺のリスクが高いことから、独居高齢者のうち、事業の要件に該当する方に、緊急通報システムを貸与する事業を実施しています。利用者の日常生活の相談及び急病や災害等の緊急時の連絡に迅速かつ適切に対応する体制を整備します。(高齢者支援課)
- ④ **地域包括支援センターとの連携**：高齢者が生きがいと役割を持って地域活動に取り組むことができる環境を整備するため、地域ケア会議等による地域包括ケアシステムを推進していきます。また、地域包括支援センターによる高齢者の見守りや相談、支援を行います。(高齢者支援課)
- ⑤ **在宅医療・介護支援センターの設置**：地域で安心して暮らす上で必要な在宅医療・在宅介護を、切れ目なく受けられる体制を構築するため、在宅医療・介護支援センターによる高齢者や家族の支援を行います。(高齢者支援課)
- ⑥ **地域生活支援拠点等の整備**：障がいを抱えた方は生活を送る上での様々な困難や課題に直面し、自殺リスクの高い方も少なくないため、基幹相談支援センター及び地域生活支援拠点を設置し、相談をワンストップで受けられる体制を構築するとともに、緊急的な一時受け入れを行います。(福祉課)

(2) 自殺未遂者への支援

- ① **医療機関等との連携の強化**：医療機関等からの連絡を受け、関係機関と連携して自殺未遂者への支援を行います。(福祉課、高齢者支援課、健康づくり課)
- ② **公害・環境関係の苦情相談**：自殺に至る背景には、近隣関係の悩みやトラブル等が関与している場合があり、悪臭や騒音等の住環境に関するトラブルの背景に精神疾患の悪化等が絡んでいる場合も少なくないため、住民から公害・環境に関する苦情や相談を受け付けるとともに、問題の早期解決を図ります。(環境交通課)

(3) 遺された人への支援

- ① **自死遺族への情報周知**：各種相談先や相談会の情報を広報紙やホームページに掲載することで、自死遺族への情報周知に努めます。(福祉課)
- ② **スクールカウンセラーとの連携**：スクールカウンセラーと連携し、自殺が起こった際の遺児や周囲の関係者に対し、メンタルケアを行います。(学校教育課)

(4) 支援者への支援

- ① **介護者のつどいの開催**：介護従事者が悩みを共有したり、情報交換を行ったりできる機会を設けることで、支援者相互の支え合いを推進し得ることから、介護者のつどいを開催し、介護者への支援や相談体制の構築を図ります。(高齢者支援課)
- ② **市職員への支援**：住民からの相談等に応じる市職員の心身面における健康の維持増進を図るため、健診結果に基づく各種指導等を行います。(総務課)
- ③ **教職員への支援**：教職員の過労や長時間労働が問題となる中で、非常勤講師の配置やスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの派遣を通じた児童生徒の支援体制の強化、地域の人材を活用した部活動の推進を通じて、教職員の負担軽減につなげます。(学校教育課)
- ④ **自主防災組織への支援**：地域の自主的な防災等の活動を行う自主防災組織に対し、防災訓練実施時に、相談窓口の紹介や啓発用リーフレットの配布を行います。(危機管理課)

基本施策5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

経済・生活問題や勤務問題、家族間の不和、心身面での不調等の、自殺の背景にあるとされる様々な問題は、人生の中で誰もが直面し得る危機ですが、自殺の発生を防ぐには、それらの問題への対処方法や支援先に関する情報を、早い時期から身に付けておくことが重要です。こうしたことから本市では、保護者や地域の関係者等と連携しつつ、児童生徒に対するSOSの出し方に関する教育を推進するなど、問題を抱える前の段階から対策を講じることで、将来的な自殺リスクの低減を図ります。

(1) SOSの出し方に関する教育の実施に向けた体制の整備

- ① **スクールカウンセラー等の配置**：専門の相談員に相談できる機会を提供し、問題の早期発見・対応を図るため、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーを配置することにより、児童生徒、保護者に対する教育相談、生活困窮者への支援を行います。(学校教育課)

(2) SOSの出し方に関する教育に対する理解の促進

- ① **教職員に対する研修**：教職員向けの研修会において、若者の自殺実態や若者が抱え込みがちな自殺のリスク、SOSの出し方に関する教育等の情報を提供することで、教職員の理解の促進を図ります。(学校教育課)
- ② **子どもに関わる関係者の研修会への参加促進**：関係者における理解の

促進と意識の醸成を図るため、子どもに関わる関係者に対し、児童生徒の自殺対策に資する研修会の周知に努め、参加を促します。(学校教育課)

(3) 児童生徒からの SOS に対応する受け皿の整備

- ① **指導員向けゲートキーパー養成講座の開催等**：自殺リスクのある児童生徒の早期発見と対応を図るため、適応指導教室や放課後子供教室、放課後児童クラブに対し、ゲートキーパー養成講座の受講を推奨します。併せて相談窓口の情報を掲示します。(学校教育課, 子育て支援課, 生涯活動推進課)
- ② **教職員のメンタルヘルスの把握**：教職員の過労や長時間労働などが問題となる中で、教職員のメンタルヘルスの状態を客観的に把握し、必要な場合には適切な支援につなげることで、メンタル不調の未然防止に努めます。(学校教育課)

4. 重点施策

本市では平成 25 年から平成 29 年の 5 年間に、自殺によって 28 人（男性 18 人、女性 10 人）が亡くなっており、そのうち 16 人（男性 13 人、女性 3 人）が 60 歳以上の高齢者です。また、自殺者数の内訳を原因・動機別に見ると、28 人のうち 18 人が「経済・生活問題」を理由に亡くなっています。また、有職者の自殺の内訳は全て「被雇用者・勤め人」です。

これらの点から本市では、「高齢者」「生活困窮者」「勤務・経営」に関わる自殺への対策と、それに加えて「子ども・若者」への自殺対策を今後の重点施策と定めた上で取組を進めていきます。

重点施策 1 高齢者の自殺対策の推進

<高齢者の現状と課題>

本市における、過去 5 年間(平成 25~29 年)の自殺死亡者数 28 人のうち、60 歳以上の自殺死亡者数は 16 人と、半数以上を占めます。自殺死亡率を見ますと、男性の全国平均が 60 歳代で 30.5, 70 歳代では 33.0, 80 歳以上では 40.5 であるのに対し、本市ではそれぞれ 54.5, 21.9, 67.9 であり、60 歳代、80 歳以上で全国平均を 25 ポイント近く上回っています。一方、女性については全国平均が 60 歳代で 13.4, 70 歳代で 16.4, 80 歳以上では 16.7 であるのに対し、本市ではそれぞれ 14.9, 8.8, 0 であり、60 歳代において、男性ほどではありませんが全国平均を上回っています。

高齢者は、配偶者をはじめとした家族との死別や離別、身体疾患等をきっかけに孤立したり要介護状態になる、生活が困窮する等の複数の問題を抱え込み

がちです。それらのケースにおいて地域とのつながりが希薄である場合には、問題の把握が遅れてしまい、その間に自殺のリスクが高まる恐れもあります。さらに、団塊の世代の高齢化に伴い、今後ますます高齢者が増加し、介護にまつわる悩みや問題を抱える家族も増えていきます。また、「老々介護」や非正規労働者の増加や生涯未婚率の上昇に伴う「8050問題」など、高齢者本人だけでなく家族や世帯に絡んだ複合的な問題も増えつつあります。そうした家庭では、支えられる側と支える側がともに疲弊してしまい、最悪の場合には心中など共倒れの危機につながることを懸念されます。

これらのことを踏まえると、高齢者の自殺を防ぐには、高齢者本人を対象にした取組のみならず、高齢者を支える家族や介護者等の支援者に対する支援も含めて、自殺対策（生きることの包括的支援）の啓発と実践を共に強化していく必要があります。具体的には、相談支援先の情報を高齢者や支援者に周知することや、自殺リスクの高い高齢者を早期に発見し、支援へとつなげること等が挙げられます。また、高齢者とその支援者が、社会的に孤立することなく、他者と関わり、生きがいを感じられるような地域づくりを進めることも重要です。

＜高齢者の自殺予防に向けた施策の方向性と施策＞

上述した課題を踏まえて、本市では次の4つの取組を高齢者を対象とした重点施策として展開します。

- (1) 高齢者とその支援者に対して、支援先情報の周知を図る
- (2) 支援者に対する「気づき」の力を高める
- (3) 支援者への支援を強化する
- (4) 高齢者が生きがいと役割を実感できる地域づくりを推進する

(1) 高齢者とその支援者に対して、支援先情報の周知を図る

高齢者とその支援者に対して、高齢者向けの様々な相談・支援機関に関する情報周知を図るため、相談先情報等の掲載された啓発リーフレットを配布するなどの取組を推進します。

- ア 老人クラブに高齢者が抱えやすい自殺のリスクや相談・支援先等の情報を周知します。(高齢者支援課)
- イ 認知症サポーター養成講座において自殺対策に関連した相談先情報を配布します。(高齢者支援課)
- ウ 老人福祉センターやあじさい号に相談・支援先等の情報を掲示します。(高齢者支援課)

(2) 支援者に対する「気づき」の力を高める

高齢者の日常生活を支援する人が、日々の接触を通じて自殺のリスクに気づき、必要な支援へとつなぐといった対応ができるよう、支援者を対象としたゲ

ートキーパー養成講座の実施や受講の推奨を行います。

- ア 認知症サポーターに対し、ゲートキーパー養成講座の受講を推奨します。(高齢者支援課)
- イ 介護サービスを提供する事業者に対し、ゲートキーパー養成講座の受講を推奨します。(高齢者支援課)
- ウ 配食サービスの提供機会を活かし、高齢者の見守りや状態把握に努めるとともに、問題の早期発見や介護サービス事業者等他機関との連携に役立てます。(高齢者支援課)

(3) 支援者への支援を強化する

家族の介護疲れによる共倒れや、介護従事者による虐待等の発生を防ぐためにも、高齢者本人だけでなく高齢者と相対する支援者への支援も合わせて推進します。

- ア 認知症サポーターと連携し、認知症の人やその家族を必要な医療や介護等のサービスにつなげます。(高齢者支援課)
- イ 認知症初期集中支援チームを活用し、認知症の早期診断・対応に向けた支援を行います。(高齢者支援課)

(4) 高齢者が生きがいと役割を実感できる地域づくりを推進する

地域における各種イベント、セミナー等の開催や、自由に集える場の提供等を通じて、地域とつながることのできる機会を増やすことにより、高齢者が生き生きと暮らせる地域づくりを進めます。

- ア 高齢者を対象に、地区のお元気クラブやふれあいクラブへの参加を促します。(高齢者支援課)
- イ 老人福祉センター等において、高齢者向け各種講座や教室等を開催し、高齢者の生きがいや社会の中の役割創出につなげます。(高齢者支援課)

重点施策2 生活困窮者支援と自殺対策の連動性の向上

<生活困窮者の現状と課題>

本市における、過去5年間(平成25~29年)の自殺者数28人のうち、「経済・生活問題」を理由とする自殺者の数は18人となっています。生活保護受給者の自殺死亡率は、全国の自殺死亡率の2倍超となっている(※)ことから、生活困窮者や生活保護受給者の自殺リスクは深刻であると言えます。しかし、生活保護受給者による自殺を防ぐには、生活扶助等の経済的な支援だけでなく、就労や心身面での疾患や治療等、医療や保健等の様々な関係者が分野の壁を越えて協働し、様々な取組を通じて包括的に支援を行っていく必要があります。

こうした現状を踏まえて厚生労働省は、各自治体に対し、平成28年7月に

「生活困窮者自立支援制度と自殺対策施策との連携について」を発出し、その中で、自殺の防止に当たっては、「精神保健の視点だけでなく本人の経済・生活面や人間関係等に係る視点を含めた包括的な生きる支援を展開することが重要」であり、そのためには「様々な分野の支援者や組織が密接に連携する必要がある」と指摘しています。

このように、生活困窮者に対する支援と自殺対策との連動性の向上に向けては、国を挙げての取組が進められており、本市でも地域の実態を踏まえて、両事業の連携の向上を図っていきます。

※「第4回社会保障審議会生活保護基準部会」参考資料（平成23年、厚生労働省）

＜生活困窮者の自殺予防に向けた施策の方向性と施策＞

上述した課題を踏まえて、本市では次の3つの取組を、生活困窮者向けの重点施策として展開します。

- (1) 生活困窮者に対する「生きることの包括的な支援」を強化する
- (2) 支援につながっていない人を、早期に支援へとつなぐための取組を推進する
- (3) 他分野の関係機関が連携・協働する基盤を整備する

（1）生活困窮者に対する「生きることの包括的な支援」を強化する

生活困窮者自立支援制度並びに生活保護制度に基づく各種の取組と、自殺対策との連携を強化することにより、生活苦から自殺のリスクが高い住民に対し、「生きることの包括的な支援」を提供するとともに、支援の担い手となる人材を育成します。

- ア 市営住宅の入居相談の際に、相談先の情報が掲載されたリーフレットを必要に応じて配布します。（都市整備課）
- イ 経済的な理由で就学や進学が困難な児童生徒に給食費・学用品費等を補助するほか、入学祝準備金を支給します。（学校教育課）
- ウ 生活困窮者の支援とともに、精神疾患等への対応など関係機関と連携して包括的な支援を行います。（福祉課）
- エ 地域権利擁護事業に関わる職員に対し、ゲートキーパー養成講座の受講を推奨します。（社会福祉協議会）

（2）支援につながっていない人を、早期に支援へとつなぐための取組を推進する

生活苦に陥っている人の中には、支援のための制度につながることができず、自殺のリスクを抱え込んでしまう人も少なくありません。このことから本市では、支援を提供する行政の側から、そうした人々に対する働きかけを積極的に行い、支援へとつなぐためのアウトリーチの体制を強化します。また、自殺のリスクにつながりかねない問題を抱えている人を早い段階で発見するとともに、

必要な支援へとつなぐための取組を推進します。

- ア 消費生活相談員に対し、ゲートキーパー養成講座の受講を推奨します。
(商工観光課)
- イ ひとり親家庭への支援を通じて、相談先の紹介など必要な支援につなげます。(子育て支援課)
- ウ 生活相談や就職・進学支援等を行う職員に対し、ゲートキーパー養成講座の受講を推奨します。(社会福祉協議会)

(3) 他分野の関係機関が連携・協働する基盤を整備する

他分野の関係機関が連携し、「生きることの包括的な支援」を推進するための基盤を整備するとともに、そうした取組の推進に当たって必要となるツールの活用等を進めます。

- ア 生活保護受給者や生活困窮者自立支援制度の利用者を、関係機関が連携して支援していくために、複数の関係機関の間で支援状況や、相談のやりとりに関する情報の共有化を図ります。(福祉課ほか)

重点施策3 勤務問題に関わる自殺への対策の推進

<勤務問題に関わる自殺の現状と課題>

本市の過去5年間(平成25~29年)における自殺者数を職業状況別に見ると、有職者の自殺の内訳は全て「被雇用者・勤め人」となっています。有職者の自殺の背景に、必ずしも勤務問題があるとは言えません。しかし、配置転換や職場での人間関係などの勤務にまつわる様々な問題をきっかけに、退職や失業を余儀なくされた結果、生活困窮や多重債務、家庭内での不和等が発生し、最終的に自殺のリスクが高まるというケースも想定されます。このように、自殺へと至る過程においては、勤務問題が少なからぬ影響を及ぼしている可能性も考えられます。

平成26年度の経済センサス基礎調査によると、宇土市内の事業所の46%は従業員20人未満の小規模事業所ですが、そうした規模の小さな事業所では、従業員のメンタルヘルス対策が遅れているとも指摘されています。勤務上の悩みを抱えた人が適切な相談先・支援先につながれるよう、相談体制の強化や窓口情報の周知を図るとともに、そもそも自殺リスクを生まないような労働環境を整備することも必要です。

平成29年7月に閣議決定された新たな「自殺総合対策大綱」でも、勤務問題による自殺への対策の推進が「当面の重点施策」として追加されるなど、勤務問題に関わる自殺への対策は国を挙げての重要課題となっています。このことから本市でも、積極的に対策を進めていきます。

＜勤務問題に関わる自殺の予防に向けた施策の方向性と施策＞

上述した課題を踏まえて、本市では次の3つの取組を、勤務問題に関わる重点施策として展開します。

- (1) 勤務問題による自殺リスクの低減に向けて、相談体制を強化する
- (2) 勤務問題の現状に関する啓発や相談先の周知を進める
- (3) 健康経営に資する取組を推進する

(1) 勤務問題による自殺リスクの低減に向けて、相談体制を強化する

過労やパワハラ、職場の人間関係上のトラブル等、各種勤務問題にまつわる自殺リスクの低減に向けて、労働者や経営者を対象とした各種事業を展開します。

- ア 宇土市商工会と連携し、労働者や経営者が問題を抱えたときに相談できる労働問題に関する相談窓口の情報提供を行います。(商工観光課)
- イ 宇土市観光物産協会に属する会員に勤務問題に関する情報を周知します。併せて、事業所内に相談窓口情報や啓発用リーフレットの設置を依頼します。(商工観光課)
- ウ 農協、漁協と連携して相談窓口の情報や啓発用リーフレットの配布を行います。(農林水産課)

(2) 勤務問題の現状に関する啓発や相談先の周知を進める

市内における事業所の多くが小規模であること、また、そうした小規模事業所では一般的にメンタルヘルス対策が遅れている等の実情を踏まえて、商工会をはじめとした外部機関とも連携し、市内の事業所に対して、勤務問題の現状について啓発を行うとともに、相談先情報の周知を進めます。

- ア 広報紙の発行や補助事業の紹介、研修会の実施等を通じて、市内に事業所を持つ雇用主に勤務問題にまつわる様々な情報を提供することで、ワーク・ライフ・バランスの推進に努めます。(まちづくり推進課、商工観光課)

(3) 健康経営に資する取組を推進する

ワーク・ライフ・バランスの推進やストレスチェックの実施等、メンタルヘルスの向上に向けた各種取組の実施を通じて、労働者一人一人が心身共に健康で、やりがいを持って働き続けることのできる職場環境づくりを積極的に推進し、勤務問題による自殺リスクを生み出さないための労働環境を整えていきます。

- ア 各種検診の啓発に強化し、健康管理に対する意識を高め、健康の保持増進に努めます。(健康づくり課)

重点施策4 子ども・若者向け自殺対策の推進

<20歳未満の子ども・若者における自殺の現状と課題>

本市における、過去5年間（平成25～29年）の自殺者数28人のうち、20歳未満の自殺者はいませんでした。そうすると自殺対策の必要性はないように思われますが、本市では、子ども・若者向けの対策を重点施策の1つとして位置付けることにしました。

これは、「基本施策5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育」で述べてあるように、自殺の背景にあるとされる様々な問題（経済・生活問題や勤務問題、家族関係の不和、心身面での不調など）に対し、その対処方法や支援先に関する正確な情報を早い時期から身につけてもらうことは将来の自殺リスクの低減につながり得るからです。

また、幼少期における貧困、虐待や性被害等の体験、親との離死別等は、その人の将来の自殺リスクを高める要因にもなりかねません。こうした観点からも、子どもが自殺リスクを抱える前の段階で、対策を講じていくことが重要となります。平成28年4月に改正された自殺対策基本法では、第17条第3項において、学校が児童生徒に対し、生徒の保護者や地域の関係者等と連携しながら「困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身につける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発」を行うことが、努力義務として明記されました。（いわゆる「SOSの出し方に関する教育」の推進）

さらに、平成29年7月に閣議決定された新たな自殺総合対策大綱では、「子ども・若者の自殺対策を更に推進する」ことが自殺対策の当面の重点施策の1つに追加され、学校におけるSOSの出し方に関する教育の推進に加えて、子どもの居場所づくり、虐待防止等の各種施策の推進等の必要性が謳われました。

このように、子ども・若者に対する自殺対策は、その子の現在における自殺予防につながるだけでなく、将来の自殺リスクを低減させることとなり、誰も自殺に追い込まれることのない地域社会を作っていく上で極めて重要な取組です。そのため本市では、子ども・若者に対する自殺対策を重点施策の1つに加え、保護者や地域の関係者と連携しつつ、児童生徒に対するSOSの出し方に関する教育を推進するとともに、児童生徒や保護者等が抱え込みがちな、自殺リスクの早期発見に努め、包括的な支援を推進していきます。

<子ども・若者における自殺の予防に向けた施策の方向性と施策>

上述した課題を踏まえて、本市では次の3つの取組を、子ども・若者の重点施策として展開します。

- (1) 子ども・若者向けの相談支援を更に推進する
- (2) 児童生徒の健全育成に資する各種取組を推進する
- (3) 児童生徒の養育に関わる保護者等への支援体制を強化する

(1) 子ども・若者向けの相談支援を更に推進する

子ども・若者が様々な困難やストレスに直面した際に、一人で抱え込むことなく、地域の大人や学校関係者等へ気軽に相談できるよう、相談体制を強化するとともに、相談先情報の周知を強化します。

- ア 周りから見えづらくなっているネット上でのいじめ等に対し、いじめの早期発見や即時対応を図るため、通報窓口アプリの普及啓発に努め、通報を元に適切な支援を行います。(学校教育課)
- イ ヤングテレホンを設置し、子どもや保護者からの相談に対し、青少年センターの指導員が電話で応じます。(生涯活動推進課)

(2) 児童生徒の健全育成に資する各種取組を推進する

様々な悩みを抱える児童生徒が、必要な支援を受けられるよう、安心して過ごせる場所の構築・確保に向けた居場所活動等を展開します。また、地域の関係者が連携し、児童生徒の健全な育成を図れる体制づくりを進めます。

- ア 学校に行きづらいと思っている子どもたちの「安心して過ごせる居場所」となり得る図書館に、自殺対策強化月間(3月)に合わせて、自殺対策に関する啓発用ブースを設置します。(図書館)
- イ 適応指導教室の指導員に生きる支援に関する様々な相談先の掲載されたリーフレットを配布します。(学校教育課)
- ウ 児童虐待通告への早期対応に努めるとともに、関係機関との情報共有、継続的な見守り活動を行います。(子育て支援課)

(3) 児童生徒の養育に関わる保護者等への支援体制を強化する

児童生徒の養育に関わる保護者等への相談・各種支援の提供の充実を進めます。

- ア 児童生徒の生活行動等の変化に早期に気づき、子どもが自殺のリスクに直面した際には早期の対応が図れるように、PTA や地域の関係団体と連携して啓発活動に努めます。(学校教育課)
- イ 児童生徒の家族の状況等の情報を共有し、自殺のリスクを抱える家庭を包括的・継続的に支援するため、小中学校や関係機関と連携して、相談窓口の紹介や支援を提供します。(学校教育課)
- ウ 周囲に親類・知人がいない場合、子育てに伴う過度な負担が夫婦(特に妻)にかかり、自殺のリスクが高まる恐れがあります。そこで、保護者が集い交流できる場を設けることで、自殺のリスク軽減と、危機的状況にある保護者の早期発見・対応につなげていきます。(子育て支援課)
- エ 子どもが一時預かりの際、家族の状況や保護者の抱える問題・悩み等を察知し、必要に応じて関係機関と連携し支援を行います。(子育て支援課)

5. 生きる支援の関連施策

No.	事業名	事業内容	担当課
1. 既存の研修と連携して生きる支援（自殺対策）を強化する			
1	民生・児童委員事務事業	民生・児童委員を対象にした研修会や各地区での会議において、地域における自殺の実態や自殺対策についての情報提供を行う。	福祉課
2	保育の実施事業	各種研修等を通じて、自殺対策に係る問題理解の促進を図れるよう協議・調整を進める。	子育て支援課
2. 気づきのための人材育成（ゲートキーパー研修）を様々な分野で推奨する			
3	保育の実施事業	保育園の保育士に対し、ゲートキーパー養成講座の案内と受講の推奨を行う。	子育て支援課
4	家庭相談事業	相談員にゲートキーパー養成講座の受講を推奨し、自殺のリスクを早期に察知し必要な機関へつなぐ等の対応強化に努める。	子育て支援課
5	婦人相談事業	相談員にゲートキーパー養成講座を受講してもらい、自殺のリスクを早期に察知し必要な機関へつなぐ等の対応強化に努める。	子育て支援課
3. 包括的な生きる支援の情報（相談先一覧等）を幅広く届けていく			
6	精神保健事業	アルコール、薬物などの依存症の当事者及びその家族など、自殺のリスクが高い住民への支援情報の啓発に努める。	福祉課
7	児童扶養手当支給事務事業	ひとり親向けのパンフレットに生きる支援に関する様々な相談先の情報を掲載する。また、保護者に対する相談対応を通じて自殺リスクの高い保護者の早期発見と他機関への紹介を行う。	子育て支援課
8	ひとり親家庭等医療費助成事業	ひとり親向けのパンフレットに生きる支援に関する様々な相談先の情報を掲載する。また、保護者に対する相談対応を通じて自殺リスクの高い保護者の早期発見と他機関への紹介を行う。	子育て支援課
9	適応指導教室事業	指導員に生きる支援に関する様々な相談先の掲載されたリーフレットを配布する。	学校教育課
4. 様々な分野における機会と連動して、自殺対策への理解を広める			
10	障がい児支援に関する事務事業	相談支援専門員や各種事業所向けの研修会において、自殺の実態や対策に関する情報提供を行えるよう担当部局と調整を進める。	福祉課

11	介護給付に関する事務事業	相談支援専門員や各種事業所向けの研修会において、自殺の実態や対策に関する情報提供を行えるよう担当部局と調整を進める。	福祉課
12	訓練等給付に関する事務事業	相談支援専門員や各種事業所向けの研修会において、自殺の実態や対策に関する情報提供を行えるよう担当部局と調整を進める。	福祉課
5. 生きることの包括的な支援を実施・継続する			
13	特別障害者手当支給事務事業	手当の支給対象者の中に自殺リスクの高い方がいた場合は、他機関への紹介を行う。	福祉課
14	障がい者虐待の対応事業	関係部署と緊密に連携・協力して虐待対応に当たることで、虐待の早期解決を図り、地域の自殺発生リスクの低減を図る。	福祉課
15	母子生活支援施設措置事業	施設入所のあっせんを通じて、母子家庭の経済的困窮をはじめ様々な困難を抱えた自殺リスクが高い家庭を把握するとともに、心理的なサポートも含めた支援を行う。	子育て支援課
16	生活習慣病予防事業	健診結果やメンタルヘルスチェックの結果を活用し、自殺のリスクが高い住民については他機関と連携して支援を行う。	健康づくり課
17	母子保健事業	母子手帳交付や妊婦健診、訪問指導、健康相談等の機会を活用し、自殺リスクの高い保護者の早期発見と対応に努めるとともに、必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。	健康づくり課

第4章 自殺対策の推進体制

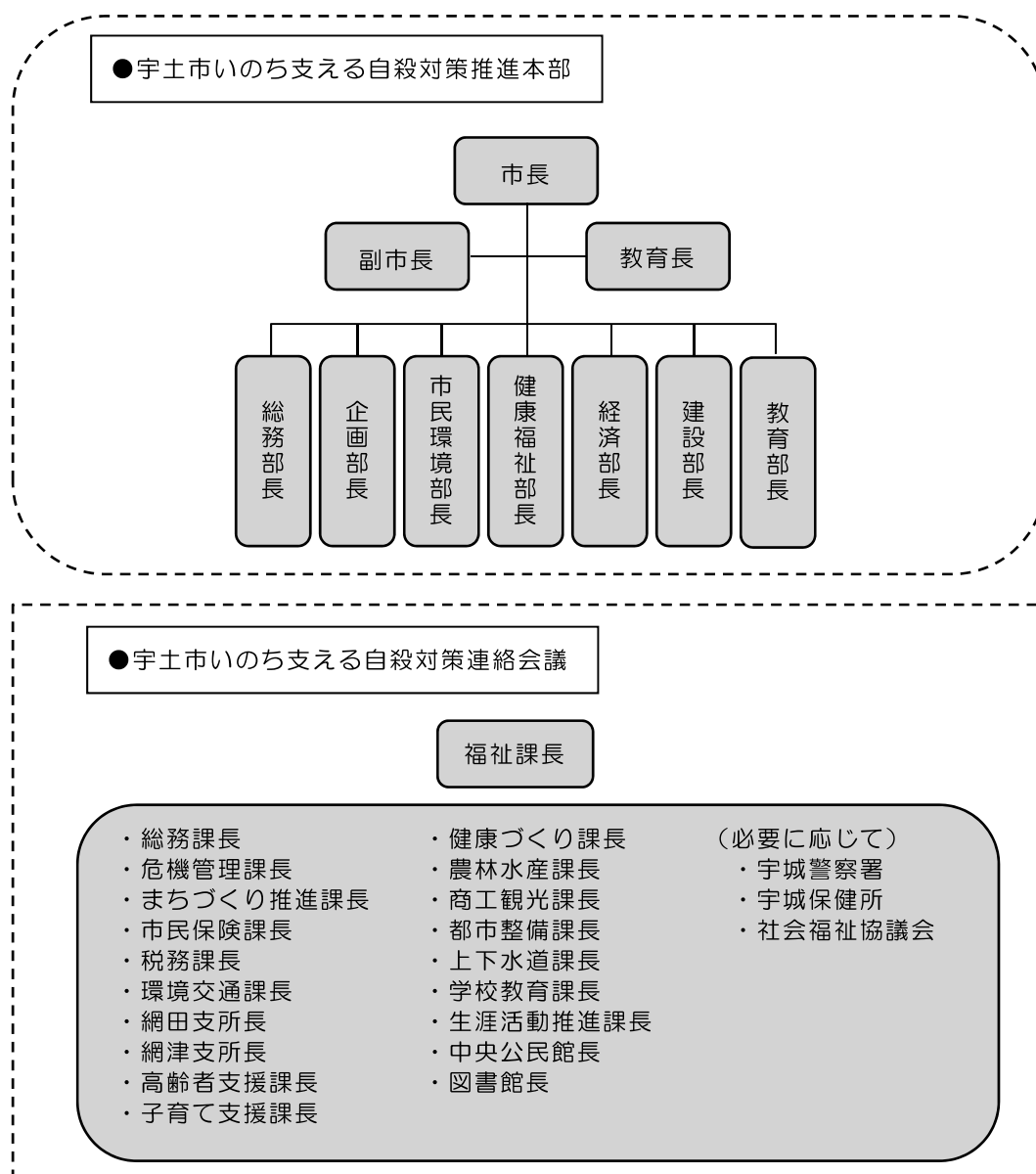
1. 自殺対策の推進体制

(1) 宇土市いのち支える自殺対策推進本部

市長が本部長を務め、副市長，教育長と各部の長で構成しています。
本市の自殺対策を推進させるため、庁内の横断的体制を整えます。

(2) 宇土市いのち支える自殺対策連絡会議

自殺対策に係る関係部署及び関係機関を構成員として、相互の密接な連携を確保し、本市における自殺対策を総合的かつ効果的に推進します。



<資 料>

1. 自殺対策基本法 (平成十八年法律第八十五号)

目次

- 第一章 総則(第一条—第十一条)
- 第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等(第十二条—第十四条)
- 第三章 基本的施策(第十五条—第二十二条)
- 第四章 自殺総合対策会議等(第二十三条—第二十五条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかげがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。

3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。

4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(次項において「基本理念」という。)にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国民の責務)

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

(国民の理解の増進)

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

(自殺予防週間及び自殺対策強化月間)

第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。

3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(関係者の連携協力)

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。)、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(名誉及び生活の平穏への配慮)

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

(法制上の措置等)

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

(自殺総合対策大綱)

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱(次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。)を定めなければならない。

(都道府県自殺対策計画等)

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画(次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画(次条において「市町村自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

(都道府県及び市町村に対する交付金の交付)

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

第三章 基本的施策

(調査研究等の推進及び体制の整備)

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

(人材の確保等)

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等)

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

(医療提供体制の整備)

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師(以下この条において「精神科医」という。)の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

(自殺発生回避のための体制の整備等)

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

(自殺未遂者等の支援)

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(自殺者の親族等の支援)

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体の活動の支援)

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 自殺総合対策会議等

(設置及び所掌事務)

第二十三条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議(以下「会議」という。)を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。

二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。

三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

(会議の組織等)

第二十四条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。

3 委員は、厚生労働大臣以外の国务大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。

4 会議に、幹事を置く。

5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。

6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。

7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(必要な組織の整備)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二七年九月一一日法律第六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

(自殺対策基本法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に第二十七条の規定による改正前の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれている自殺総合対策会議は、第二十七条の規定による改正後の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれる自殺総合対策会議となり、同一性をもって存続するものとする。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二八年三月三〇日法律第一一号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

2. 宇土市いのち支える自殺対策推進本部設置要綱 (平成30年訓令第8号)

(設置)

第1条 自殺対策基本法(平成18年法律第85号)に基づき、本市が実施する自殺対策を総合的かつ効果的に推進していくため、宇土市いのち支える自殺対策推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、自殺対策に係る次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 市の総合的な施策の推進に関すること。
- (2) 自殺対策計画及び調整に関すること。
- (3) 庁内及び関係機関との連携強化に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、自殺対策の推進に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副市長及び教育長をもって充てる。
- 4 本部員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。
 - (1) 総務部長
 - (2) 企画部長
 - (3) 市民環境部長
 - (4) 健康福祉部長
 - (5) 経済部長
 - (6) 建設部長
 - (7) 教育部長

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、推進本部を代表し、会務を総理する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、副本部長のうち、副市長がその職務を代理する。
- 3 前項の規定にかかわらず、本部長及び本部長の職務を代理する副本部長(以下「本部長等」という。)に事故があるとき、又は本部長等が欠けたときは、健康福祉部長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 推進本部は、本部長が必要に応じて招集し、本部長がその議長となる。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、会議に本部員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 推進本部の庶務は、健康福祉部福祉課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成30年9月11日から施行する。

3. 宇土市いのち支える自殺対策連絡会議設置要綱 (平成30年告示第65号)

(設置)

第1条 関係部署と親密な連携を図り、自殺対策を総合的かつ円滑に推進していくため、宇土市いのち支える自殺対策連絡会議(以下「連絡会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 連絡会議は、自殺対策に係る次の事項を所掌する。

- (1) 施策の検討及び推進評価に関すること。
- (2) 自殺対策計画の策定に関すること。
- (3) 情報交換及び相互連携に関すること。
- (4) 情報発信及び普及啓発に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、自殺対策に必要な事項の調整に関すること。

(組織)

第3条 連絡会議は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、健康福祉部福祉課長をもって充てる。

3 委員は、別表に掲げる課等の長で構成する。

4 委員長は、会務を総理し、連絡会議を代表する。

5 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、健康福祉部に属する高齢者支援課長、子育て支援課長又は健康づくり課長のいずれかがその職務を代理する。

(会議)

第4条 連絡会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長がその議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 連絡会議の庶務は、健康福祉部福祉課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年9月11日から施行する。

別表（第3条関係）

部名	課等名
総務部	総務課長
	危機管理課長
企画部	まちづくり推進課長
市民環境部	市民保険課長
	税務課長
	環境交通課長
	網田支所長
	網津支所長
健康福祉部	福祉課長
	高齢者支援課長
	子育て支援課長
	健康づくり課長
経済部	農林水産課長
	商工観光課長
建設部	都市整備課長
	上下水道課長
教育委員会	学校教育課長
	生涯活動推進課長
	中央公民館長
	図書館長



いのち支える宇土市自殺対策計画
(平成31年3月発行)

編集・発行

宇土市健康福祉部 福祉課

〒869-0492 宇土市浦田町51

電話 0964-22-1111